

県南広域振興局長告示第11号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者が指定通所支援の事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和6年2月2日

県南広域振興局長 小 島 純

放課後等デイサービス

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0350600029	放課後等デイサービス リトルグラス	北上市滑田19地割120番地9	令和6年1月31日
0350600037	放課後等デイサービス すてっぷ	北上市鳩岡崎3地割197番地3	〃